

(案)

本山町読書活動推進計画

(第3期)

「豊かな心は読書から 豊かな町も読書から」



令和8(2026)年4月
本山町教育委員会

目 次

◎ 計画策定の趣旨	3
第1章 計画の位置付け等	
1. 計画の位置付け	3
2. 計画の対象及び期間	4
第2章 基本的な考え方	
1. 計画の目標	4
2. 計画の基本方針	5
第3章 読書活動の推進	
1. 家庭・地域における読書活動	6
2. さくら図書室の読書活動	7
3. 保育所・子育て支援センター・学校における読書活動	9
(1) 保育所・子育て支援センターにおける読書活動	9
(2) 学校における読書活動	11
第4章 読書活動への理解と関心の普及	
1. 町ぐるみでの共有	14
2. 地域ボランティアとの連携・協力	14
3. 広報活動の推進	14
資料	15

◎ 計画策定の趣旨

読書は、人生の様々な局面で貴重な役割を果たしています。

子どもにとって読書とは、生涯にわたる人間形成の基礎となる部分であり、言葉を学び、感性を磨きながら、考える力や表現力、想像（創造）力など教養を高めることができます。

大人にとって読書とは、読書によって行動の土台となる知識を得ることができます。人生を歩む中で、行動するうえでの手掛けを見つけることができる要素の一つです。

近年、社会情勢が目まぐるしく変化するなか、その変化に対応するため、自らを取り巻く課題解決に向けた知識や技術を習得するためにも、読書は重要な手段となります。

したがって、本町では、一人ひとりの感性や教養に基づく行動から生じる地域社会の創造を期待し、「豊かな心は読書から 豊かな町も読書から」をスローガンとして、読書活動を計画的に進めます。

第1章 計画の位置付け等

1. 計画の位置付け

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）及び第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（令和5年3月28日閣議決定）並びに、「第四次高知県子ども読書活動推進計画」（令和4年7月発行）及び「第4期本山町教育振興基本計画」（令和7年3月策定）に基づき、第3期計画として本町における読書活動推進に関する基本方針や目標を示し、それに向けて講ずるべき施策の方向性を示すものです。

年 度 他	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成31年度 令和元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
本山町 教育振興基本計画	第1期(5年間)					第2期(4年間)				第3期(4年間)				第4期(4年間)					
本山町 子どもの読書活動推進計画	第1期(5年間)					第2期(3年間)													
本山町 読書活動推進計画		第1期(5年間)								第2期					第3期				

2. 計画の対象及び期間

(1) 計画の対象

本計画では、全町民を対象としています。

(2) 計画の期間

本計画は、令和8(2026)年4月1日から令和13(2031)年3月末日までとします。

ただし、計画期間中であっても、社会情勢の変化や町民のニーズ、県及び国の動向を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。



第2章 基本的な考え方

1. 計画の目標

子どもの成長や発達にとって、読書は必要不可欠なもの一つです。優れた本との出会いは、子どものみならず、すべての人の生涯における成長に大きな影響をもたらします。

読書は、子どもたちが好奇心や探求心を満足させるだけではなく、生涯を通して健康で生きがいを持ち、苦難に向き合ったときにその解決策を見出し、自己実現を図る生きる力を育成するものです。

長期の不況や、生活格差、自然災害、インターネットによる人権侵害などの社会不安が年々増えていく昨今において、心豊かでたくましい生きる力を、すべての町民が子どもの頃から育むことは、本山町のまちづくりを考えるうえで、とても重要なことです。

本山町は「本山町教育振興基本計画」の中で、「郷土に誇りをもち、心豊かでたくましい人づくり」を理念にかけ、家庭や地域との連携、協働を推進しています。

(案)

本計画は、子どもの読書活動の普及・啓発・実践に結びつけるとともに、地域の方々の読書環境を総合的かつ計画的に整備するため、次の3つを基本目標として掲げ、町全体で読書活動の推進に取り組んでいきます。

＜基本目標＞ (1) 「豊かな心と感性を育む読書」

(2) 「生きる力を育てる読書」

(3) 「ふるさとに誇りが持てる読書」



2. 計画の基本方針

① 子どもの個性と発達段階に応じた読書活動の推進

子どもは、一人ひとりが様々な個性を持っています。

年齢、個性による発達段階の違いなど、一人ひとりの状態に応じて、それぞれに一番合う形で発達、ひいては自己実現していくことができるよう配慮しながら、読書活動を推進していきます。

② 町ぐるみでの子ども読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するためには、家庭・地域・さくら図書室・学校等を通じた町全体での取り組みが必要です。そのため、関係機関が連携し、地域住民参加によるボランティア等を活用した取り組みを進めています。

③ 効果的な推進体制と理解・関心の普及

この計画に基づく施策を効果的に推進するためには、子どもの読書活動にかかわる関係機関の相互連携が不可欠です。

そのため本町では、さくら図書室を中心として、保育所・小中学校・地域との連携を深め本計画を推進するとともに、「本山町読書活動推進計画策定委員会」において、計画の進捗管理等の確認を行います。

そして、読書活動の意義や重要性について、子どもたちや学校のみならず、保護者、地域の方々にも広く周知していきます。

④ 多文化共生の推進

様々な背景を持つ人々が、読書を通じてお互いの文化や価値観を理解し、尊重し合える社会の実現を目指します。そのため、さくら図書室や学校図書館などで関連した本を提供できるよう取り組みます。

※固有名称として「図書室」を使用している場合は、「図書室」の表記にしています。

※各学校では、「図書室」と呼ばれていますが、本計画では、学校図書館法に基づき「学校図書館」の表記にしています。

第3章 読書活動の推進

1. 家庭・地域における読書活動

～ 子どもたちに文化的刺激を与え、知的好奇心を沸き上がらせよう ～

家庭は、子どもが読書習慣を身につけるために重要な役割を担っています。

例えば乳幼児期には、親が本の読み聞かせをすることにより親子の交流が深まり、子どもと親の深い絆が育まれます。

親子で読書に親しむ時間と読んだ本の感想を話し合う時間などを共有することで、読書の楽しさや喜びを分かち合うことが必要です。それらの関わりにより、子どもは次第に言葉の意味を理解し想像力を働かせ、自分の気持ちや考えを表現する力を身に付け人格を形成していきます。

地域は子どもが地域資源に触れながら暮らしを通じて成長する場であり、生きていくための知識を本から習得するための施設が求められます。

地域資源の関与の一つであるもとやま桜援隊は、小学校と地域の橋渡しを担っています。

また、知識を習得するための施設の一つであるさくら図書室は、様々な分野の本を収集しており、年齢を問わず、地域の方々が自由に本を読み、借りることができます。

このことから、読み聞かせや本にふれる機会の提供、地域との交流など、子どもたちが読書に親しむためには、家庭も含めた「地域力の発揮」が大切になっています。

【現状と課題】

- ① インターネット・スマートフォン等の普及により、子どもの生活環境が変化するとともに読書習慣の機会の減少など、子どもの読書離れや活字離れが進んでいます。
- ② 社会情勢の変化により、家族で過ごす時間が減少傾向にあります。また、核家族が増え、家庭の教育力の低下が危惧されており、子育てに不安を感じるなど、親子の関わり方が問われています。
- ③ 地域には、紙芝居サークルもとやま・人形劇サークルくれよん・嶺北こども劇場などの団体があり、紙芝居や劇の上演をすることによって、子どもたちに文化にふれる機会を設けています。

【今後の方向性】

- ① 家庭で本を読む機会を増やし、本に親しむ取組を支援します。
- ② 子育て講座や各種健診等を活用し、親子読書の普及啓発に努めます。
- ③ 読書支援に協力できる地域団体との連携を強化します。
- ④ 読書に親しめるよう、情報発信及び環境づくりを推進します。

【具体的な取組】

- ① 紙芝居サークルもとやま・人形劇サークルくれよん・嶺北こども劇場等、読書活動を支援する団体との連携
- ② 乳児期のブックスタート事業の実施
- ③ 読書活動ボランティア等を行う人材の発掘・育成
- ④ 広報誌や町ホームページ等を活用して、読書に関する情報を発信することで、生涯学習の一環として、読書活動を推奨

2. さくら図書室の読書活動

～ 誰もが気軽に利用できる、コミュニティーの場としての図書室づくり ～

地域の方々が自ら学び、考え、より豊かな生活の実現を目指す場所の一つとして「さくら図書室」があります。

図書室では、誰もが興味や関心を満たしてくれる本を自由に選び、手にすることができます。また子どもにとっては、保育所や学校以外で本とふれあい、読書を楽しむことができる数少ない場所でもあります。そのため、子どもの読書活動に携わる関係機関との連携も図書室の重要な役割となっています。

図書室は地域の方々の読書意欲を満たし、読書の楽しさや豊かな心を育めるように読書環境の整備を進めていきます。

子どもから高齢者まで、誰もが気軽に立ち寄れるコミュニティーの場を目指します。

【現状と課題】

令和6年度において、さくら図書室から町立小・中学校への貸出冊数は578冊です。さくら図書室で用意できる資料は少なく、県の協力貸出に頼っているのが現状です。義務教育で必要とする資料は県の支援に頼るのではなく、町として用意できるよう学校と連携をとり、資料整備に努めなくてはなりません。

このほか、放課後子ども教室（本山小学校・吉野小学校）と本山児童クラブへ1,168

冊もの貸出をしています。これらの多くも県の資料を活用しています。

さくら図書室では年間を通じて増冊していますが、開架スペースが限られているため、利用頻度の低い資料は書庫へ移し保管しています。また、記述内容が古く利用価値が低下した資料は、除籍処理を行い新しい資料を提供できるよう努めなくてはなりません。



【今後の方針】

- ① さくら図書室は町民の共有財産であり、読書活動に関する情報を積極的に発信していきます。
- ② 子どもたちがさまざまな本と触れ合える図書環境作りに努めます。
- ③ 資料の照会対応や関係機関との連携強化、環境改善などを行います。

【具体的な取組】

① 環境整備

定期的に蔵書整理を行い資料や雑誌の見直しを行います。また視覚障害者等にも配慮した読書環境の整備に努めます。

② 児童、中高生向き図書コーナーの充実

本に興味や関心が持てるように、配置や展示を工夫します。また幅広いジャンルの資料収集と、古い資料の見直しを図ります。

③ 学校との連携、図書資源の有効活用

学校が必要とする資料を提供し、学習を支援します。

④ 町のホームページや広報誌等を活用したPR活動

新着図書や企画展示のお知らせを掲載した「本山さくら図書室だより」を発行し、全戸配布します。町外の方も閲覧できるように町ホームページにも掲載します。

- ⑤ オーテピア高知図書館、大原富枝文学館、その他関係団体との連携
県内図書館相互貸借の活用、各館との情報交換に努めます。



3. 保育所・子育て支援センター・学校における読書活動

(1) 保育所・子育て支援センターにおける読書活動

～ 親子で本と接する喜びを分かち合える、日常的な環境を作ろう ～

子どもにとって保育所に通う時期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期にあたります。

絵本の読み聞かせは、読み手との関わりを通して、絵本や物語の楽しさを子どもの中に届けるとともに、読み手のぬくもりとの一体感や、人への愛情や信頼感を育みます。

保育所は、子どもの手が届くところに絵本があり、自分で絵本を読んだり、繰り返し読み聞かせを受けられる環境にあります。また、1日の大半を保育所で過ごす子どもたちにとって、とりわけ絵本の読み聞かせは、心が和む時間でもあります。

このことから、家庭との連携の中で保護者へも絵本の大切さや楽しさを伝え、親子の心のふれあいの機会となる読み聞かせを推進していくことは、保育所の重要な役割となっています。

また本山保育所内に設置された子育て支援センターは、保護者との交流を通して、本の楽しさや有用性を伝える場所になっています。

【現状と課題】

保育所では、エントランス・図書室の他、各クラスに「絵本コーナー」を設けており、子どもたちの年齢、興味や関心の他、季節に加え、保育所活動に応じたものを定期的に入れ替えています。

週1回設けている絵本の貸し出し日には、自分で選んだ本を借りて帰り、読んでもらっています。また、各家庭には「月刊絵本」の購入を勧めており、保育所で1

ヶ月読んでから持ち帰ることで子どもから大人へのアプローチも増え、絵本に関するきっかけ作りになっています。

絵本や紙芝居の日々の読み聞かせは、保育活動において日常的に行っています。

年に1～2回実施しているボランティアや専門家による人形劇や紙芝居・絵本の読み聞かせは、本を読んでもらう楽しさを感じ、本への興味を育んでいます。

子育て支援センターでは、毎月「絵本に親しもう」の講座を実施し、未就園児の子どもを持つ親子への読み聞かせを行っています。また絵本の貸し出しも行っていますが、利用件数は少ないのが現状です。

近年デジタル化が一層進み、家庭で子どもたちがスマートフォンやタブレットを見て過ごす時間が増え、絵本に触れる時間は圧倒的に減っています。スマートフォンやタブレットを長時間見ることによる脳や身体への影響（不眠症、視力低下、斜視など）が危惧され、子どもたちの本離れと同時に大きな課題でもあります。

【今後の方向性】

- ① 読書ボランティアの養成と連携に努めます。
- ② 親しみやすい絵本コーナーの充実を図ります。
- ③ 本とのふれあいの大切さなど、保護者への働きかけを推進します。
- ④ 新しい本や読んでほしい本を紹介します。

【具体的な取組】

- ① 絵本の読み聞かせ環境の充実
子どもたちの発達段階に応じ、日常保育における読み聞かせや、読書ボランティアの読み聞かせの連携を深め、読み聞かせ環境の充実を図ります。
- ② おすすめ絵本の紹介やPRの充実
発達段階に応じたおすすめの絵本を紹介します。
- ③ 絵本コーナー・貸出図書の充実
読書に親しめる環境づくりに向け、絵本コーナー・貸出図書の充実を図ります。
- ④ 家庭との連携による読み聞かせの推進
読み聞かせの大切さを分かりやすく伝えるなど、家庭での取組を推進します。

(2) 学校における読書活動

～ 学校図書館を学習の拠点として利用し、調べ学習力を強化し、生きる力を育もう ～

小学校・中学校の各発達段階において、学びの礎となる読書に親しむ態度や習慣を身に付けることは、論理や思考などの知的活動や意思伝達能力を育み、豊かな感性を磨くうえで不可欠なものです。

学校図書館は、子どもたちが身近に本に触れる事のできる場所であることから、日常の読書活動等を通して、児童・生徒が主体的・意欲的に学習活動に取り組める環境を整備するとともに、図書館担当教員等を中心に学校ぐるみで運営していくことが重要になります。

加えて、支援を要する子どもに対する読書環境の整備も必要です。

さらに、学年に応じた適切な図書資料を提供するとともに、「朝の読書」など計画的・継続的な読書活動の促進をはじめ、蔵書のデータベース化・共有化など、時代に沿った機能の充実に努めています。

【現状と課題】

学校では、全校一斉の朝の読書や、もとやま桜援隊による読み聞かせ、読書感想文などの読書活動が行われており、児童生徒が新しい図書に興味を持ち、読書の幅を広げるきっかけとなっています。

ほかにも、季節や景色の変化をとらえ、感じたことを言葉で表現することに意欲的になることを意図した俳句づくりなどの活動も行われています。

各学校の蔵書冊数（令和7（2025）年8月18日現在）は、本山小学校7,137冊、吉野小学校5,038冊、嶺北中学校6,960冊で、学校図書館図書標準を満たしています。

しかし、開館時間の短さから学校図書館に期待される読書センターとしての機能や児童生徒の居場所としての役割を十分に果たせていません。積極的な学習を進めるうえで調べ学習等に学校図書館が活用されていますが、3校（本山小学校、吉野小学校、嶺北中学校）ともに図書資料が古く学習・情報センターとしての機能も十分ではありません。

小学校で行っている並行読書や教員が授業で使用する図書資料は、さくら図書室や県の協力貸出を利用して用意しています。

また、図書資料が日本十進分類法に従って配架されていることを十分に理解していない児童生徒も多く、自発的、主体的に学校図書館を活用できている児童生徒は少ないのが現状です。

(案)

児童生徒の読書センター及び学習・情報センターとしての機能の充実を図るためにも、開館時間の見直しや図書資料の整備が必要です。

さらに、学校図書館を活用するためには、日本十進分類法の理解は欠かせないものであり、児童生徒に定着させることも課題とされます。

※学校図書館図書標準

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に文部科学省が定めたもの。

ア 小学校

学級数	蔵書冊数
1	2,400
2	3,000
3~6	3,000+520×(学級数-2)
7~12	5,080+480×(学級数-6)
13~18	7,960+400×(学級数-12)
19~30	10,360+200×(学級数-18)
31~	12,760+120×(学級数-30)

イ 中学校

学級数	蔵書冊数
1~2	4,800
3~6	4,800+640×(学級数-2)
7~12	7,360+560×(学級数-6)
13~18	10,720+480×(学級数-12)
19~30	13,600+320×(学級数-18)
31~	17,440+160×(学級数-30)

※読書センター

学校図書館ガイドライン（文部科学省）における学校図書館の目的・機能に位置付けされた機能であり、「（学校図書館は、）児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である。」とするもの。

※学習センター

学校図書館ガイドライン（文部科学省）における学校図書館の目的・機能に位置付けされた機能であり「（学校図書館は、）児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする場である。」とするもの。

※情報センター

学校図書館ガイドライン（文部科学省）における学校図書館の目的・機能に位置付けされた機能であり、「学校図書館は、」児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報収集・選択・活用能力を育成したりする場である。」とするもの。

※日本十進分類法

0類（総記）から9類（文学）の10綱目を大枠とし、10綱目の各1綱目をさらに10区分（第2次区分）し、それをさらに10区分（第3次区分）することで、1,000区分の分類で図書を仕分けしている方法。



【今後の方針】

- ① 朝の読書・調べ学習の充実など、読書活動を推進します。
- ② 学校図書館の環境整備に努めます。
- ③ 児童・生徒の自己解決能力を養うため、教科指導における学校図書館の利用促進を図ります。
- ④ 読書に関する実態や情報交流など、より効果的な連携を進めます。
- ⑤ 家庭での読書を推進するため、保護者への啓発活動を充実します。
- ⑥ 視覚障害者等にも配慮した読書環境の整備に努めます。

【具体的な取組】

① 調べ学習活動の実施

さくら図書室や学校図書支援員を活用し、課題に対しての自己解決能力の向上に努める学習時間を設けます。

② 子どもの読書意欲の向上

- ・ 町内俳句大会、大原富枝賞等への参加を推進・支援します。
- ・ 紙芝居サークル等各団体からの協力を頂きます。

③ 教科指導や学校図書館の利用促進

- ・ 読書感想文指導、俳句づくり、並行図書の活用を推進します。
- ・ 年度計画に読書活動を位置付け、教育活動全体において、学校図書館の組織的及び計画的な活用を推進します。

④ ボランティア等による読み聞かせや選書会の実施

⑤ さくら図書室や、その他関係団体との連携、図書資源の有効活用

⑥ 町内小学校図書委員会による校内読書活動の実施

読み聞かせなどを実施します。



第4章 読書活動への理解と関心の普及

子どもはそれぞれ個性を持ち、自主性を身に付けながら成長し、その歩みも一人ひとり違っています。

誰もが子どもの個性や学齢に応じた読書活動の大切さを理解し、関心を持ちながら見守ることは、子どもが本と出会い、自主的な読書活動を身に付けていくうえで大きな力となります。

そして、すべての町民が本を読むことの大切さを知り、子どもの読書活動に理解と関心を持つことは、町全体で子どもの読書活動を推進するうえで重要です。

1. 町ぐるみでの共有

子どもたちの自主的な読書活動を効果的に推進するためには、家庭や地域・学校・さくら図書室など関係機関が連携・協力して行動することが最も重要なことです。町民と関係機関がそれぞれの役割と責任を認め合い、パートナーシップを深めながら力を合わせ、それぞれの持つ長所や資源を生かし、「本山町読書活動推進計画」の推進に努めます。

2. 地域ボランティアとの連携・協力

子どもの読書活動を推進するために、読書ボランティアの活動は、重要な役割の一つを果たすと考えられます。このことから、地域ボランティアとの連携・協力を深めます。

3. 広報活動の推進

読書に関する情報を子どもたちに積極的に発信するとともに、読書活動がもつ意義や重要性について理解と関心を深めるため、広報誌への掲載や町ホームページ等での情報を発信するなど、様々な機会を活用して広報活動に努めます。

(案)

本山町読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づく本山町子ども読書活動推進計画及び本山町民全体を対象とした本山町読書活動推進計画を統一した本山町読書活動推進計画（以下「町読書計画」という。）の策定及び町読書計画の着実な推進を図ることを目的として、本山町読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を本山町教育長（以下「教育長」という。）に報告するものとする。

- (1) 町読書計画の策定に関すること。
- (2) 家庭、地域等における読書活動の推進に関すること。
- (3) 学校（図書室含む）における読書活動の推進に関すること。
- (4) 関係機関の連携及び協力に関すること。
- (5) その他、委員長が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者から教育長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 町内における保育所の所長又は代表者
- (2) 本山町校区内の小学校及び中学校における図書担当者又は代表者
- (3) 町内における図書室又は図書館の代表者
- (4) 町内の小学校・中学校及び図書室等の連携に携わる者
- (5) 紙芝居サークルなどの地域で活動する団体の代表者
- (6) 本山町社会教育委員
- (7) その他、教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から翌々年の3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には、委員長、副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時にはその職務を代理する。

(案)

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議において議決すべき案件があるときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席を求める、意見又は説明及び必要な資料の提出を求めることができる。

(委員報酬)

第8条 委員報酬は、「地方自治法第203条による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法条例」に基づき、日額5,000円を支給する。ただし、公務員等については、支給の対象外とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会社会教育班において処理する。

(改組等)

第10条 町読書計画の進捗管理および計画変更等を行う場合は、委員会を本山町読書活動運営推進委員会（以下「推進委員会」という。）に改組し、必要事項を協議・決定するものとする。

2 推進委員会の職務は第2条、委員は第3条、委員長及び副委員長は第5条、会議は第6条、委員報酬は第8条の規定のとおりとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年 3月 5日から施行する。

本山町読書活動推進計画（第3期）
「豊かな心は読書から 豊かな町も読書から」

【策 定】 平成25（2013）年 3 月
【改 定】 令和 8（2026）年 4 月

【発 行】 本 山 町
【編 集】 本 山 町 教 育 委 員 会
〒781-3601
高知県長岡郡本山町本山569-1
TEL 0887-76-2084
FAX 0887-76-2078